

田辺市周辺衛生施設組合事務局設置条例施行規則

制 定 令和元年5月14日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、田辺市周辺衛生施設組合事務局設置条例(昭和52年田辺市周辺衛生施設組合条例第6号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 組合の規約、条例、規則等の制定改廃に関すること。
- (2) 組合議会に関すること。
- (3) し尿処理施設の管理に関すること。
- (4) 公園及び緑地の管理に関すること。
- (5) 事務所及び備品の管理に関すること。
- (6) 公印に関すること。
- (7) 文書の收受及び発送並びに管理に関すること。
- (8) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (9) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (10) 予算及び決算に関すること。
- (11) 会計に関すること。
- (12) 監査委員に関すること。
- (13) 入札及び契約に関すること。
- (14) 財産の取得及び処分に関すること。
- (15) 前各号に附帯する事項に関すること。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。